

申請要件と運用基準（案）



危険物保安技術協会
Hazardous Materials Safety Techniques Association



市町村長等が認定の申請を受理することができる事業所の要件

市町村長等が認定の申請を受理することができる事業所は、高度な保安体制を確保することができると認められる事業所であつて、かつ、次の各号に該当しないものであること。

- (1) 当該事業所に設置されている危険物施設の使用を開始した日から2年経過していないもの
- (2) 当該事業所に設置されている危険物施設において、次の事故が発生してから2年を経過していないもの

ア 負傷の程度に応じて次の表aからdまでに定める被害以上の人的被害が発生したもの

	死者	重傷者	軽傷者
a	1名	0名	0名
b	0名	2名	0名
c	0名	1名	3名
d	0名	0名	6名

イ 事業所外に物的被害が発生した火災又は爆発の事故

ウ 指定数量の倍数以上の危険物が河川や海域に危険物が流出する等、事業所外へ広範囲に流出した事故

エ 指定数量の倍数が10以上の危険物が事業所周辺※のみに流出した事故

※ 事業所敷地境界線から100m程度の範囲にとどまるもの

- (3) 法第3章に規定する市町村長等の命令（法第12条の3に規定する緊急使用停止命令を除く。）を受けて、当該命令に係る改善措置を講じた日から2年を経過していないもの
- (4) 消防法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しないもの
- (5) 「運用基準（3 認定の取り消し）」により認定を取り消した日から2年を経過していないもの

1 認定の有効期限及び認定の更新

認定の有効期間は、5年間とすること。認定事業所が認定の有効期間の経過後も継続して認定を受けようとするときは、市町村長等に認定の更新の申請を行うものであること。

2 変更の認定

認定を受けた後に、認定事業所が審査項目に係る保安体制等を変更しようとする場合には、市町村長等は変更の認定を行うものであること。ただし、保安体制等に影響を及ぼさない範囲での人員の交代等、軽微な変更についてはこの限りでない。変更の認定を受けた場合においても、当該変更の認定に係る認定の有効期間は従前の通りであること。

3 認定の取り消し

(1) 市町村長等は、認定事業所が次に掲げる事由の一つに該当すると認めるときは認定を取り消すことができるものであること。

ア 「申請要件」に規定する認定の申請を受理することができる事業所の要件に適合しなくなったとき

イ 認定に係る審査基準に適合しなくなったとき

ウ 消防法第16条の3で定める製造所等についての応急措置を講じず、又は通報しなかったとき

エ 認定事業所が上記2に規定する認定を受けずに審査項目に係る保安体制等（保安体制等に影響を及ぼさない範囲での人員の交代等軽微な変更を除く。）を変更した場合

(2) その他、他法令で運用される同様の制度において認定の取り消しがなされた場合は、当該事業所に対して認定の取り消しに係る資料の提出、報告を求め、又は調査を行うことができる。この場合において、当該事業所の保安体制が適切でないと市町村長等が判断した場合は認定を取り消すことができるものであること。